

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司 会 (木村課長)	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席委員は9名でございます。定員15名の1/2を超えておりますので、令和4年度第2回久喜市環境審議会を開会させていただきます。</p> <p>なお、藤浪委員につきましては、ご本人から申し出があり、令和4年5月30日付けで環境審議会委員を辞任されましたことをご報告いたします。</p> <p>このため、副会長は不在となりまして、後任は現在調整中でございます。</p> <p>また、高橋委員、小森谷委員、角内委員、青山委員、田島委員より欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>次に、議題に先立ち、皆様にご了承をいただきたい点が2点ございます。</p> <p>まず、会議録の作成のために、会議の様子を録音させていただきます。</p> <p>2つ目に、本会議は公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、受け入れるものでございます。委員の皆様にはよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきたいと思っております。</p> <p>はじめに、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本日の会議次第・ 参考「温室効果ガス削減に向けた国内の動き」・ 参考「久喜市環境審議会におけるタバコ対策の審議に関する意見書」・ [差替え資料] 資料3「八甫保全地区について」 <p>でございます。</p> <p>なお、事前に送付いたしました、資料1「温室効果ガス削減目標設定に関する資料」、資料2「第2次久喜市環境基本計画素案」は、本日ご持参いただくようお願いしたところでございます。</p> <p>また、資料の到着が本日であった方がいらっしゃったとお聞きいたしました。大変失礼いたしました。先週の木曜日に発送したところでしたが、今回は郵便事情も勘案し、事前に配布させていただきたいと思っております。資料については皆様お持ちでしょうか。</p> <p>続きまして、次第の2、あいさつでございます。</p>

久喜市環境審議会会長でございます佐藤会長よりご挨拶をお願いします

佐藤会長 皆さん、こんにちは。大変忙しいスケジュールとなっております。今日は3時までとなっておりますので、皆さんには速やかな審議をお願いいたします。

司 会
(木村課長) ありがとうございます。
続きまして、次第の3、議題でございます。
会議の進行につきましては、久喜市環境審議会条例施行規則第3条によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

議 長
(佐藤会長) それでは、早速議題に入らせていただきます。
今日の議題は2つあります。1番目は「温室効果ガス削減目標設定」ということで、まずは事務局から説明をお願いいたします。

川村補佐 事務局の環境課の川村でございます。宜しくお願いいたします。

それでは、議題の1に関して、ご説明いたします。
お手元の資料のうち、資料1「温室効果ガス削減目標設定に関する資料」と、本日配布資料としてお手元でございます、カラー印刷の「温室効果ガス削減に向けた国内の動き」A4、1枚の資料を併せてご覧ください。
まずは、久喜市の温室効果ガスの削減目標のお話をする前に、そこに至る背景として、近年の国の動向を簡単に確認させていただきます。

では、A4、1枚のカラー印刷の資料をご覧ください。
国では、令和2年（2020年）10月の臨時国会において、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、さらに昨年4月に、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度に2013年度比46%減、さらに、50%の高みを目指す」ことが表明され、地方公共団体にも、同様の取組みが求められることとなりました。

以上のような国の動向を踏まえ、久喜市でも、昨年4月に、2050年までに、温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す、久喜市「ゼロカーボンシティ宣言」を行うに至ったということになります。

このようなことから、国が推奨する、2030年度に、2013年度比46%減、あるいは50%減という数値を久喜市が達成することは可能なのか、という視点で、検証を行ったものです。

それでは資料1「温室効果ガス削減目標設定に関する資料」をご覧ください。

この資料は、市の温室効果ガス排出量の現状、将来推計、削減目標の設定の3つの部分に分かれています。

はじめに1ページから24ページまでが、埼玉県の公表データに基づき、温室効果ガス排出量を部門ごとに計算したものになっております。部門というのは、産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門で、3ページに記載のある部門のことです。

次に25ページから34ページまでが、現状の排出量を基に、2030年までの将来予測を計算した部分になっております。将来予測を行うにあたっては、27ページに示す複数のパターンにおいて検証を行い、最も精度が高いと思われる手法を採用しています。

36ページをご覧ください。36ページからが、削減設定目標の考え方の部分になります。削減目標設定に関する考え方としては、基準年度である2013年度の排出量、これに対して現状の対策を継続した場合の削減量である、現状すう勢による削減量と、発電に際し、どれだけの二酸化炭素を排出したかを推し量る指標である「電力排出係数」の改善による削減量、そして、久喜市の対策強化による削減量、これらの3つを削減量として積上げ、算定し、目標年度排出量を設定することといたします。

37ページからが、それぞれの削減量の検証となります。

1点目、37ページの上段、現状すう勢による削減量で、こちらの計算結果は、34万9千トンCO₂が2030年度までに削減できるという計算となりました。

2点目、同じく37ページの下段、電力の排出係数改善による削減量の部分です。こちらは電気事業者の企業努力による部分ですが、この削減量については、東京電力エナジーパートナーのこれまでの排出係数の実績から予測し、3万4千トンCO₂が削減できる計算となりました。

続いて38ページをご覧ください。最後の3点目は久喜市が今後対策を追加することにより生じる削減量の部分です。この算定にあたっては、隣の39ページの一覧表に示す各項目について、一定の割合が導入したものと仮定して計算をしております。

これらにより、10万8千トンCO₂の削減が可能という計算になりました。

40ページをご覧ください。これまでご説明しました3つの削減量の積み上げによる、各シナリオの検証結果でございます。この3つの削減量の積み上げの合計が49万1千トンCO₂となりました。これにより2030年度における久喜市における温室効果ガス排出量は46万トンCO₂となり、基準年度2013年度と比べて51.6%の削減に相当するという結果となりました。このため国の削減目標値の46%、政府の推奨値50%、そして60%の3つのシナリオのうち、50%を達成可能という試算になっております。

となりの41ページをご覧ください。以上の理由により、事務局案として、2030年度までに2013年度比で50%削減という目標とすることにいたしました。

議題の1に関する説明は以上です。

議長
(佐藤会長)

ありがとうございました。今の説明を聞いて、「そうですか」といえる人はいないと思います。ですから、今日ここでは何を審議するかというと、こういうふうに市が決めたけれど、これでいいかというお墨付きをもらいたいというのが、今日の審議会が一番の目的だと思います。しかし、この中身を理解できなければ結論は出せません。ですから、今日はそういうことは無理だと思います。この後、市では8月にパブリックコメントを求めるということを行います。しかし、資料を受け取ったのは1日前ですから実質、市が定めた目標についての結論は、今日は出せないということ、予め確認しておきたいのですが、よろしいでしょうか。

あまり無理なことをしても仕方がないですから。質問すればきりがないのですが、東京電力が出した排出係数ですが、この中身は何なのか、どのぐらい原発が入ってくるのか、そういうことが書いていないと、これが良いのか悪いのか、全くわかりません。ましてや今は火力に頼っている。そうすると火力だっって色々なロシアの問題だっって石炭に頼らざるを得ないなど、さまざまなもので変わってきます。ですから、東京電力がこうだと言っていますと言われても、それを100%そうですかとは言えない。ですから、この中身の検証は非常に重要であり、専門家でなければ判断できません。我々がこのことについて検証しようとしても、データがない。要するにデータを出していないからです。どれだけを原発にするのかというデータがなければ、結論は出せないわけです。ということで、本日の環境審議会は、基本的なところで、市に説明を求めたり質問したりすることを今日は皆さんからいただきたいと思います。

内田委員

基本的なことでお伺いしたいのですが、この内容は、埼玉県が目標なのですか、それとも全国的な目標値なのか、それとも地域として久喜市で目標を立てているのか。そのあたりの範囲がちょっとわからないので、そのあたりをご説明ください。

議長
(佐藤会長)

今の事務局のご説明ですと、久喜市の目標としてこうしますというお話でした。それでいろいろなデータは、埼玉県で出しているデータをベースにしているということでした。

それ以上何か付け加えることはありますか。よろしいでしょうか。そういった認識です。ですから久喜市の目標、久喜市が市としてこうした目標を立てて、50%を超える、51.6%の削減が可能ですよという試算ができましたと、それで審議会の皆さんに審議いただいて、これは素晴らしい、それではこの方向で行きましょうという結論を得たいというのが一番の目的でしょう。ですが今はそのような答えは出せないということです。

では、今お話ししたように、この資料を見せていただいて、一番大事なのは、市民の方がこの資料を見たときに、中身がわ

かる、ようするに「見える化」という、その「見える化」ということが出来ていない。ですから、この資料を渡されて、先程の東京電力の排出係数がどうこうと言われても、その部分が出てこない限りは、どうしてこういった数字になったのか。ですから、そういった内容を本文の中に書くのは難しいでしょうから、是非ともコラムのところで、現状として例えば2022年3月現在ではこういった数字で、この数字を使っていますということを、何かコラムのところで「見える化」を図っていただきたいと思います。議長が発言して申し訳ないが、例えば、部門の分け方ですが、これは国の分け方なのでしょうけれど、我々にとっては業務部門をひとまとまりにされても、全く中身が見えないので、何も言いようがない。電力部門は電気を作っているのでしょうけれど。それから小売部門では大型店舗のモラージュ菖蒲のようなところはどうか。そういった内容を知ることが「見える化」につながるので、こういったデータが見えない。ですので、コラムでいいので、そういったことを見えるようにしていただきたい。特に問題なのは廃棄物を全て一緒にしていますが、家庭系と事業系では違うのですよ。衛生組合の議会には、ちゃんと報告があります。ですから、そこからデータを引っ張ってきて、家庭系と事業系はどうか、やはりコラムでいいのでちゃんと出してください。そういったことが出来て、少し見えてくるのであって、それでは何を頑張らなければならないのかということが見えてくるのです。時間がなかったから間に合わなかったのかもしれませんが、これがない限りは審議が進まないとお考えいただきたい。議長がお話してしまいましたが、皆さんもご意見を是非お願いいたします。

内田委員

この基本計画を遂行するにあたって、市民に対して我々はどのように働きかけをしたらいいのか。目標を立てていますが、目標を遂行するにあたって、市民に対して我々がどのような働きかけをするのか。それとも市として働きかけをどのようなかたちで行っていくのか。そのあたりの方向性があるのでしょうかお聞きしたい。

議長
(佐藤会長)

今の質問に対してですが、今までの基本計画では、「主体」という言葉を使っています。「主体」は市民そのものであったり、市・行政であったり、もちろん国もあります。それぞれの「主体」が何を行うのか、その役割を明確にするのが基本計画の中で非常に大事な部分で、そうでないと取り組めない訳ですから。内田委員のおっしゃったように、では我々は何をすればいいのか。節電では、皆さんが相当なことを行ってきた訳ですから、それなのにまだまだこんなに削減できるというのは、何を根拠として言っているのか、そこを見せていただけないと理解できないですね。そのあたりの現状を含め、事務局いかがでしょうか。

川村補佐

内田委員の今のご質問は、市民の役割、市民が具体的に何を

すべきかという部分だと思うのですが、この後にご説明します環境基本計画の素案を先に見ていただければと思います。資料2「第2次久喜市環境基本計画素案」の42ページをご覧ください。

環境基本計画の中では、環境目標の中で、市の取り組み、市民の取り組み、事業者の取り組みの3つの記載をしております。今ご覧いただいている42ページの上段に、「基本目標達成のために市民が行うこと」として、ここに5つ並んでいます。脱炭素社会づくりに貢献する「COOL CHOICE 運動」の参加や市の省エネイベントへ進んで参加することなどが、市民の役割として掲載されています。この目標は環境目標1「脱炭素な暮らしを営むまち」についての市の取り組みについてなのですが、それぞれ他の部門である生物多様性部門、資源循環部門など、それぞれの環境目標に対して「市民が行うこと」・「事業者が行うこと」にそれぞれ整理しています。

議長
(佐藤会長)

今、ご説明いただきましたが、ではこの部分の数値はどうなのですか。ここを数値化してください。この数値がいくらで、トータルとしてこういうことができますよということが必要なのであって、ここが「参加します」などでは全く数値が想像できません。市が数値を出したのであれば、ここに書き上げたことで、1番から5番までがどういった数値なのか説明していただけますか。

川村補佐

数値の部分については、今申し上げた42ページの「市民が行うこと」とは別になります。先にご説明いたしました資料1「温室効果ガス削減目標設定に関する資料」の39ページをご覧ください。

39ページが対策強化による削減量、先程の説明の中で、市がこれから対策を行うことによって削減できるものと説明しましたが、このうち家庭部門の「家庭における省エネ診断」や「高効率電気給湯器の導入」、「高効率冷蔵庫の導入」など、それぞれの取り組みの数値を積み上げて、目標設定に使用しています。

議長
(佐藤会長)

私の今の質問は、ここの数値がどのように出されたのかという質問です。例えば、高効率冷蔵庫の導入で62.2%と出ていますが、どこからこの数字がでてきたのですか。この数字が、埼玉県の実績の何ページに出ている、どのデータを使用して計算しました、そういった説明が欲しいのです。そうでないと、ただ数字が並べられているだけであって、これが本当か嘘かが全くわかりません。この数値がきちんと込められているようにしていただきたい。

川村補佐

高効率冷蔵庫の導入の数値については、省エネルギーセンターで発行しているカタログの計算値を使用しています。

議長
(佐藤会長)

高効率でない冷蔵庫を、確かに使っている人もいますよ。20年前のものも使えますからね。でも、そんなことでこの数値が出せるのですか。久喜市の市民が使っている冷蔵庫で、20年前のものをそのまま使っている人が何件あるのか調査したのですか。ごくごく最近冷蔵庫を買ったのは何件あるのか。その数字があれば計算できますが。何の根拠もないのではないですか。省エネセンターは冷蔵庫を変えればこうなりますよという数値は出していますが。しかし、今一番大事なのは、久喜市で20年間冷蔵庫を買い替えていない家が何件あるのか。それから、これから数年以内に冷蔵庫を買い替えようという気持ちのある家が何件あるのですか。その数字があれば計算できますが、そのような数字がないのに数値を出すのはおかしいでしょう。

川村補佐

説明が不足したようで恐縮なのですが、今、久喜市の中で、どれくらいの世帯が、例えば高効率冷蔵庫を導入していて、どれくらいの世帯が未導入なのかについては、今年初めに実施した市民・事業者アンケート調査の結果を使用しています。市民アンケートの中で、こうした設備を導入しているのかという設問があり、その中で「導入済み」、「これから導入する」などの回答結果が得られております。

議長
(佐藤会長)

ちょっとそれはおかしいですよ。一体何世帯に調査したのですか。調査件数を教えてください。それと、久喜市の世帯数を教えてください。そのギャップはどうやって埋めるのですか。こんなことでは埋められる訳がないですよ。そのようなアンケートで、ここの数値化ができるのですか。それは飛躍しすぎではないですか。

川村補佐

市民意識調査の件数ですが、1,500を配布いたしまして、回収数が570、回収率が38パーセントです。

議長
(佐藤会長)

久喜市の世帯数は。

川村補佐

令和3年4月1日現在の数字ですが、6万7,488世帯です。

議長
(佐藤会長)

では、6万世帯のことをその500の調査結果で、推定できるという保証はどこにあるのですか。

川村補佐

統計上の考え方として、許容誤差が5パーセントの場合は回収数が400を超える程度に集まれば、概ね正確なものが得られます。

議長
(佐藤会長)

それはどういう調査ですか。あのアンケートを覚えているでしょ。あの中から高効率の冷蔵庫のことが言えるだけの調査に

なっていますか。

入江委員

アンケートの全体数というのは、全国であっても3,000とか4,000とかのアンケートであれば、一応傾向が出るということはあると思うのですが。

議長
(佐藤会長)

それを市が出してくれればいいのです。ここを見たら、この数値となるのが十分推定できるということを示してくれればいいのです。それを出してください。まだ1時間くらいあるでしょう。

その他にいかがでしょうか。

入江委員

資料には2019年までの統計が出ていますが、2020年・2021年はかなり下がっているのではないかと思います。2020年・2021年の排出量の数値は、2019年までのデータで考えてらっしゃるのですか。今の不況のような状況のことを、今後はどのようになるのか、どのように予測されているのですか。

議長
(佐藤会長)

今の質問について、事務局お願いします。

知識経営研究所

排出量に関しましては、どうしても統計書を使って、様々なデータを集計せざるを得ないという関係がございます。市町村レベルで把握できるデータの最新年度は、2019年度までの数値になります。今年の12月になりますと、2020年度の速報値が出ることになっています。国は一足早く、2020年度の公表値があるのですが、そちらを見てみますと、先程おっしゃられたように、コロナの影響によって2019年度から2020年度にかけて、かなり排出量が減っているような状況です。そのような関係で、どうしても市町村レベルではどのくらい排出されているかという実態を把握するのは、データをかき集めるということは、ほぼ不可能なんです。リアルな数値をかき集めるのは、です。どうしても統計書の数値を使用して推計せざるを得ないというのが実態であります。埼玉県が県内全市町村分の排出量の推計を行っているという関係がございます。久喜市では2019年度の数値が最新のものとなっています。来年の3月くらいには新しい2020年の数値が出る見込みです。ただ、今おっしゃられたように、まだこれは2019年度のもので、コロナの影響がまだ全く出ていない数値でございます。そちらの指標が今後どう動くかについては、様々な予測結果はあつたりするのですが、結論から言いますと、排出量は減るのではないだろうかと言われていました。ただ、久喜市ではどのくらい減るのかということについては、各種の統計データの公表を待たなければ何とも言えないという状況でございます。

議長
(佐藤会長)

ご説明いただきましたが、この資料の37ページに「排出係数実績トレンドから得られる0.333 (kg-CO₂/kwh)」とありますが、これはどういった排出係数の根拠なのかということ、ここにしてください。それがわからないのでは、それが大いに変わる可能性がある訳です。ウクライナの問題というのは、2030年まで続くかもしれない。今のような最悪な状況が続いたらどうなるのか。今、総理大臣が原発を全部動かすと、そう言っている訳ですよ。では原発を全て動かして、9基ではとても足りないのだから20基くらい動かさなければならぬといった状況での数値でいったらこうなのだという事を市民は知りたい訳で、そういったことがなければ全く理解できない。全く「見える化」出来ていない。環境基本計画を検討するにあたって、一番最初に言ったことは、「見える化」できるようにしてくださいとお願いしたのです。確かに時間がない中でやっているからかもしれませんが、少なくともコラムでいいので、「2012年度以降の排出量係数実績トレンドの0.333 (kg-CO₂/kwh)の根拠はこうですよ」くらいのコラムは、十分入れられるでしょう。今のようにウクライナの状況が続いたら、火力を増やさなければいけない、その代わりに原発を動かしますよと、そういったことを想定して。まだわからないですが。でも、もしこうした比率になったら、こうなりますということを書いていただきたい。そこがなかったら、市民に出しても何にもなりません。理解できない。一番大事な部分を「見える化」してください。せめてそういったところが一番大事でしょうというのが、環境基本計画の検討にあたって最初にお願したところです。ですから、「見える化」というところをしっかりとっていただきたいと思います

入江委員

この資料2の中で高効率冷蔵庫と言っていました、再生エネルギーを使っている電気会社、そういったところと契約しましょうといったことが書いてありますが、それは市民にはどのようにお知らせされているのですか。今でも周知をされているのですか。

私は数年前に再生エネルギーしか使用しない電気会社と契約しました。でも、主人と話し合っただけで東京電力から替えるのにこずりました。そういったことに頑固なのですよ。周りの人から言っても、なかなか替えられないという感じがあって。そっちの方がいいのだよと言っても。小さい会社が多いのですが。そっちの方がいいのだよといったことは、市では口には出来ないことなのでしょうか。

川村補佐

現在、市が行っていることとしては、一般家庭の太陽光の発電設備の設置等の補助をする中で、再生可能エネルギーを導入していきましようということがございます。今、おっしゃっていただいたように、既存の電力会社から再生可能エネルギーを取り扱っているプランや電力会社への変更をしていきましよう

という周知は、今のところあまり出来ていないのが実情ですが、これからは再生可能エネルギーの一般家庭への導入というところも周知していかなければならないと思っております。

議長
(佐藤会長)

グローバルの大企業はRE100に取り組んでいますよ。当たり前ですよ。そのくらいの意欲を市がやりますくらい書かなければおかしいですよ。全くそういった意欲が感じられないですよ。数字は51になったかもしれませんが、それはどうなのですか。市役所が使っている電気、少なくとも庁舎で使っている電気はそんなに大きな電気ではないですよ。そうなので、RE100は出来るに決まっていますよ。それはおやりになる計画はないのですか。

川村補佐

現在の久喜市の再生可能エネルギーの導入については、まず公共施設への太陽光発電施設の設置の拡大を考えております。それと同時に、市では「久喜市電力の調達に係る環境配慮方針」を決めておまして、その中で再生可能エネルギーの導入を積極的に行っている、あるいは排出係数の低い電力会社と契約するといったところで、取り組みを進めています。

いずれは、この計画とは別に「第3次久喜市環境保全率先実行計画」で久喜市内部の計画を策定するのですが、そこに公共施設の再生可能エネルギー導入について記載してまいりたいと思います。

議長
(佐藤会長)

とりあえず、もう1つ議題がありますから。議題(1)は「温室効果ガス削減目標設定について」で、時間的にはちょうど半分なので、次の議題(2)の「第2次久喜市環境基本計画素案について」に入ってもよろしいでしょうか。

もちろん、資料1に関するご意見・質問については、大いに市に直接出させていただきたいと思っております。市側も委員の皆さんからご意見をいただけるように工夫させていただきたいと思っております。

内田委員

この削減にあたって、国や県や市が、どのくらいのお金を使って、この目的を達成するのか。タダではできないのではないのですか。例えば、太陽光発電システムの設置を促すとしても、補助金を出すなどしないとならないものであって。それから、省エネルギー性の高い住宅を建てる時に、市民が自主的に行うことは、なかなか促進にはならないですよ。やはり、国・県・市が、何らかの助成金をだすというような行動をしないと。こういった市民に行っていただく内容については、全てお金がかかることだと僕は思うのですよ。お金はどのようなどころで、この目標達成のためにどのくらいかかるのか。予算をもっているのか。それとも何もなしでこれをお願いするのか。そのあたりのことをお願いしたいのですが。

議長
(佐藤会長)

今の質問について、事務局いかがですか。

これ自体は、これからの話ですが。例えば、これまで自主的な太陽光発電設置に対して助成をしてきたのか、市は（助成に対して）どのくらいのお金を出してきたのか。そのあたりはお答えいただけるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

川村補佐

現在、市が行っている補助としては、住宅用エネルギーシステム設置費補助金があります。これは太陽光発電やエネファーム、エコキュート、蓄電池等の補助になります。令和4年度の予算は、1,500万円を計上しております。昨年度の令和3年度も同額の1,500万円の予算だったのですが、これに対して最終的な支出は1,065万5,000円となっており、昨年度は思いのほか申請が少なかったということがあったのですが、このような補助を行っております。他には、電気自動車等購入費補助金として、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車に対して1台5万円の購入補助を行っております。こちらの令和4年度の予算が75万円なのですが、昨今の電気自動車の人気により、今年度予算は全て消化しているのが実態です。

議長
(佐藤会長)

太陽光発電の件数はいくつですか。

川村補佐

件数ですが、太陽光発電システムが72件、太陽熱利用システムが3件、エネファームが2件、エコキュートが60件、エコジョーズが61件、蓄電池が64件、HEMSが28件、V2Hが2件、以上が令和3年度の交付額の内訳の件数です。

議長
(佐藤会長)

是非とも、そのような数字を出していただきたい。それが次の目標に繋がる訳ではないけれど、そういったところが「見える化」なんですよ。それがないと数字だけのトータルでしかない。ですから、今おっしゃられたように、1,500万円を出したが、その中身はこうですといったことをしっかり出していただきたい。

久喜市の基本計画は、色々なコラムが載っていて、すごくわかりやすくなっているねと、これなら教科書に使えるよというのが、審議会の最初の目的だった訳ですから、そこをしっかりと理解してやっていただきたいと思います。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

議題2「第2次久喜市環境基本計画素案」について、事務局から説明をお願いします。

川村補佐

それでは、資料2「第2次久喜市環境基本計画素案」をご覧ください。

今回ご審議いただく議案につきましては、5月に開催した令和4年度第1回久喜市環境審議会でいただいたご意見を基に、さらに庁内各課への照会や、関係課で構成される久喜市環境推進調整会議庁内会議での指摘を踏まえ、それらを反映させたも

のです。前回審議会でお示しした素案からの変更点や新たに追加した項目などを中心にご説明いたします。

では、表紙を1枚めくっていただき、目次をご覧ください。

前回の審議会では、全部で5章立てとした上で、そのうち第1章の「計画改定の背景・基本的事項」と第2章の「望ましい環境像と環境目標」などをお示しさせていただきました。今回お示しする素案では、わかりやすい、すっきりした構成となるように、章立ては第1章から第3章までの3章構成と変更いたしました。

第1章が「計画改定の背景・基本的事項」で、ここは変更せず、第2章が「環境目標・環境施策」、第3章が「計画の確実な推進のために」といたしました。

最初に、2ページからの第1章をご覧ください。

前回の審議会で、久喜市の基本的なデータや現状を冒頭に掲載した方がいとのご意見がございましたので、少し構成を変更しました。8ページをご覧ください。8ページからは「久喜市の概況」といたしまして、位置と地勢、人口・世帯数、土地利用、産業構造、交通、自然環境、生活環境の各基礎データを掲載するようにいたしました。ここについては、気候変動適応の分野について久喜市の基本データとして何か追加できるものはないか、埼玉県環境科学国際センターと協議を行っております。

次に、16ページをご覧ください。「前計画の検証」の項目になります。前回の審議会で、各環境指標においてA・B・Cの3段階の評価とその評価に対する考察が不足しているのではないかとのご意見がございました。そのため、前回の審議会の後に全ての関係課に照会を行い、現行計画の取り組み内容に関する意見を確認しております。全ての取り組みについて計画書に掲載することは、スペースの都合上難しいのですが、評価がCのものについては、担当課からの意見を総合評価に組み込んでおります。

続いて、26ページをご覧ください。前回の審議会では、こちらの「望ましい環境像」と「環境目標」までをお示ししたところです。本日の素案では、環境目標の達成のために久喜市として何に取り組んでいくかという施策の部分までを第2章の中で記載しております。

28ページ、29ページの見開きの表をご覧ください。ここで、改めて第2次久喜市環境基本計画の体系をご説明いたします。表の一番左が、久喜市環境基本条例の基本理念を実現するために、目指す未来像である望ましい環境像「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」となっています。表の左から2番目が分野別の目標である5つの「環境目標」となっています。それぞれの「環境目標」に対して、「関連するSDGs」、「個別目標」、「施策」が紐づいているという構成になっています。

30ページをご覧ください。ここから環境目標ごとの施策を記載しています。環境目標1につきましては、先程の議題1で

ご説明しました温室効果ガス排出削減に関する目標です。はじめに「現状と課題」がございまして、34ページからが「施策展開の方針」、「関連するSDGs」、「環境指標」となっております。35ページにこの計画が終了する「2034（令和12）年の将来イメージ」、36ページからが「温室効果ガス排出削減目標」となっておりまして、さらに38ページからは「基本目標達成のために市が行うこと」となっております。先程もご覧いただいた42ページには、市民そして事業者がそれぞれ行うことを記載しております。

このような構成となっております、43ページの環境目標2以降も同様に、はじめに「現状と課題」、次に「施策展開の方針」、「関連するSDGs」、「環境指標」、「2034（令和12）年の将来イメージ」そして市・市民・事業者がそれぞれ行うべき取り組みについて記載するかたちとなっております。この中で、特に市が行う施策については、それぞれの施策の担当部署においての確認が必要でございますので、今現在、各担当部署において精査中でございます。

次に、少し飛びまして70ページをご覧ください。ここからが第3章の「計画の着実な推進のために」となっております。この章では、第2次久喜市環境基本計画策定後に計画に基づく施策が着実に推進しているか、計画の進捗状況の把握・点検する体制について掲載しております。

この章については、久喜市環境審議会や久喜市環境推進協議会等の現行の体制を引き継ぐかたちとなっておりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

議題2に関する説明は以上でございます。

議長
(佐藤会長)

今、ご説明いただきましたが、ご質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

入江委員

今の説明の中にあつたのかわかりませんが、プラスチック削減に関することは、どこに書かれていますか。

川村補佐

資源循環の話については、環境目標3の部分になります。ですから50ページ以降に記載がございます

入江委員

今、ペットボトルを削減しようという動きがあると思うのですが、自動販売機の中のペットボトルをなくすことを考えているのか、それとも自動販売機自体をなくして水を供給するのか。所沢ではお茶パックを自動販売機で販売しているみたいで、あとは水を供給するパターンみたいなのですよ。そのようには市の方では考えていないのですか。

川村補佐

自販機のお話が出ましたが、担当課の考えの詳細をここで説明することは難しいのですが、全体の方針としては、54ページの「個別目標達成に向けた施策」の③に「事業者とともに、使い捨てプラスチックの使用の抑制を市民に呼びかけます。」な

どや、⑪に「使い捨てプラスチック製品の使用を削減するように啓発します。」がございまして、方針としてプラスチックごみの削減については考えております。その中でどのようなかたちで進めていくのかについては、担当課を中心に考えていくことになると思います。

入江委員 もう決めなければならない時期にきていると思いますので、よろしくをお願いします。
それから、私は、合成洗剤を止めて、石けんやナチュラルクリーニングに変えて、排水を汚さないようすることをずっとやってきました。基本計画の中にも、石けんを使いましょうということが書いてありますが、排水に関してナチュラルクリーニングをしようとしても、具体的に書いていないと絶対皆さんわからないと思います。
今は「香害」、香りの害で体を壊している方もいらっしやっで、中に有害物質が色々入っているということ。それと家庭から出す排水に合成洗剤や柔軟剤がたくさん流れていること。それは下水処理場で処理しきれずに結局は海に流れているということを、もう少し皆さんに啓発していただきたいと思います。

議 長
(佐藤会長) 31ページの表の廃棄物の部分で、一般廃棄物は2013年度は10,737t-CO₂、ところが2027年度、2030年度になると1.5倍くらいに増えるのですが、これはプラスチックを焼却することでこの数字になりますということでしょうか。

川村補佐 現行の方針に基づいて、一般廃棄物については市内の焼却施設におけるごみの焼却処分量から積み上げ計算を行っております。

議 長
(佐藤会長) その説明がどこにもないのですよ。新しい焼却炉についても説明がないし。数字だけをそこに生かすというのは少し不親切ですね。

入江委員 プラスチックの焼却といっても、実際は包装プラスチックだけのことなので、今までもプラスチックを燃やしていたということもありますよね。

議 長
(佐藤会長) この部分は重要な点なので、どうしてこういった数字になったのか、しっかり説明してもらわないといけないですね。

入江委員 包装プラスチックのリサイクルについて、皆さんあまりよくわかっていないのではないのかなと思います。

議 長
(佐藤会長) それも説明を入れたらいいと思います。今の入江さんのご意見、包装プラスチックのリサイクルがよく理解できていないと

いう件について、わかりやすく絵か何かで説明いただきたいと思います。

善林委員

今、毎日のように大雨による河川の氾濫や水害が報道されています。自然災害について、改めて生活の中でできる対策等を。この温出効果ガスの削減量のところには、ただ「天候」とだけ書いてありますが、いつ起こるかわからない自然災害について、もう少し市民にわかっていたらどうかと思いました。

本当に、基本的なことで、私たち市民が出来ること、こまめに電気を消すとか、車に乗らないで公共の交通機関を利用するとかあると思うのですが、その程度のことも詳しく書いていただければ、わかりやすくなるのではないかと思います。以上です。

議長
(佐藤会長)

はい。ありがとうございます。是非、今の善林さんのご意見にもお答えいただきたいと思います。

その他にいかがでしょうか。

この審議会で、最初に皆さんとお話ししましたが、本多静六について入れていただきたいということで、49ページにそのコラムを追加する予定となっています。予定の話題とありますが、これは単にどういった人であったかということであって、

本多静六の思想を久喜市の環境基本計画等に、どういう風に生かそうとしているのかが一番大事なんですね。ですから、そのところが抜けると困ります。ただ本多静六博士の紹介ではしょうがない。考え方がどのように生かされているか。というのも、新設の焼却施設の向こう側に、名前は忘れましたが、本多静六記念公園のようなものを造るというお話でしたよね。それは、ここには入ってこないのですか。非常に大事なところであって、久喜市の皆さんが関心があるところなので、そのところも是非入れていただきたい。どのような森になるのか。本当に久喜市の自然が豊かになることに繋がるのか。皆さん関心があるところだと思いますので、半ページではなくで、1ページくらいは、あるいは2ページを使って、そこを強調していただけたらなと思います。

入江委員

一緒に説明したらいいと思います。本多静六の公園を焼却施設の近くに造り、一緒に環境を守りますといったことが書けるかと思います。

栗橋にも本多静六の公園がありますが、皆さんなかなか行かないので、少し残念です。

議長
(佐藤会長)

皆さんには、また改めてご意見を市の方にお伝えいただければと思います。

では、そのようなことでよろしいでしょうか。

それでは、1、2の議題をゆっくりご確認いただいて、是非質問を出していただきたい。

時間的な流れとして、この後に出てくる質問や意見は、パブリックコメントの中に含まれると考えてよろしいのでしょうか。

それともパブリックコメントを求めるために、今日ここで結論を出さないといけないのか。8月に是非パブリックコメントを出したいというのであれば、8月といっても直ぐですからね。パブリックコメントを出すにあたって、今日の審議会で何かOKを出さなければそれが出来ないというのであれば、改めて審議会で決めなければならないし。今日は無理ですが、どうしても審議会としての結論を何か出さなければならないというのであれば、改めて審議会を開かないといけないだろうし。そうではなく、皆さんからの意見を、しっかり読んでいただければ出てくると思いますので、それをパブリックコメントの一つとして扱うというのであれば、それはそれでいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

司 会
(木村課長)

皆様の中には、今日資料が届いたという方もいらっしゃると思いますので、まずは中身を改めてご確認ください。ご意見等があるかと思いますが、書式は任意で結構でございますので、事務局までご意見等を提出していただければと思います。

いただいたご意見の内容を事務局で確認させていただきまして、皆さんの意見を反映した基本計画素案を会長にもご確認いただいた上で、パブリックコメントを実施させていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長
(佐藤会長)

はい。是非そうしてください。

今日見せていただいた基本計画素案のバージョン1.8も、まだまだ完成しているといえる段階ではないです。追加しなければならない部分もたくさんある訳ですから、それには時間がかかります。我々の意見も反映していただいて、パブリックコメントに出せるだけのものにすると。

それでは、改めて審議会の皆さんから意見を事務局に寄せるということで。意見はメールでもOKなのですね。

司 会
(木村課長)

はい。メールでもお受けいたします。こちらの作業もごございますので、もし可能でしたら、今週の金曜までにいただければと思っておりますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

議 長
(佐藤会長)

はい。わかりました。

なるべく今週中、あるいは週明けの月曜日までにということ。宜しくお願いいたします。

ということで、今日の議題はここまでとして、次第の4「その他」に移りたいと思います。

事務局、ご説明をお願いいたします。

司 会
(木村課長)

議題につきましては以上となりまして、続きまして次第の4「その他」でございます
はじめに、埼玉・タバコと健康を考える会から意見書が届いておりますので、こちらにつきましては会長からご報告をいただきますので、宜しくお願いいたします。

議 長
(佐藤会長)

久喜市環境審議会長宛に、埼玉・タバコと健康を考える会から意見書と資料をいただきました。

喫煙所を作る上で、この審議会で協議した内容を（埼玉・タバコと健康を考える会代表）松原さんが見てくださっていて、それに対してご意見をいただきました。

既に久喜駅の東口には喫煙所が出来ている訳ですが、たくさん資料をいただきました。とても勉強になりますので、皆さんに見ていただきたいと思います。特に市の職員の皆さんにも勉強していただきたい。たくさん資料を印刷するのは大変ですので、事務局にお願いして資料をQRコードにしました。これを携帯で読み取っていただくと資料が見られます。非常に立派な資料で勉強になります。また、我々が喫煙所について審議する際には、改めて資料を確認する必要があるのかなと思います。

別紙1は市長宛となっていて、若干表現が違いますが、私宛に来たものと同じ内容が書かれています。別紙1は市長宛なので、ここでは出していません。

私としては、別紙2・3・4は是非に詳細な資料で、世界の動向も書かれていますので、是非皆さんに見ていただきたいと思います。私からは以上です。

司 会
(木村課長)

ありがとうございました。こちらの意見書についての補足が会長からございましたが、皆様からのご意見・ご質問等はございますでしょうか。

野口委員

意見書についてですが、これを見ても、かなり厳しい意見書ですが、当方で行った審議に対して、極端に言うと考え直せということなのではないでしょうか。

議 長
(佐藤会長)

そういうことではないですよ。考え直せということではないです。幅広い意見や専門家の意見を十分聞いた上で、おやりなさいということですよ。

野口委員

意見書には具体的に「市指定喫煙所を設置する場合は、駅まで45分以上を要する場所」とありますが、これははずいぶん厳しいなど。

議 長
(佐藤会長)

そうになってしまうという話であって、そうすると喫煙所を作る意味がなくなってしまうので、それは違うと思います。決して厳しいことをおっしゃっているのではなくて、非常に大事な点を我々に教えてくださったということですよ。

野口委員 45分も離れた場所だと、この田舎では田んぼの中になってしまう。それがここでの現実ですよ。
では、この意見書に関連して対応するということはないと。

議長
(佐藤会長) 意見書に対して特に対応ということではなく、もちろん私個人的には、審議会で意見書をご紹介させていただいたとお返事させていただきたいと思います。

入江委員 結局タバコの害のことをちょっと甘く見過ぎてませんかという感じですね。ですから、もっと専門家を呼んで学習会でしてもらえませんかという感じかなと私は思っているのですが。

議長
(佐藤会長) なかなか難しい。本当に危険であったら製造中止にすべきですよ。人がいる場所でタバコを吸ってはいけないという話になると、商品として取り扱ってはいけないという問題になります。そこまで言ってしまうと、それは難しい問題になりますから、なかなか議論は難しいですよ。個人によっては100メートル離れていても臭いを感じ取る方もいらっしゃいますし、100メートルの距離があっても受動喫煙の健康被害を否定はできないでしょうし。専門家をお呼びして、次回新たに喫煙所を作るとしたら、松原さんのおっしゃるよう専門家に来ていただいて、1回お話を聞いて、それからやはり駅の近くに何か対策をしなければいけないと。そこで認識を深めるようなことをしましょうということが、今回私をご報告した目的です。

加藤委員 今、タバコの話がでましたけれど。タバコについては、私も正確にはわかっていませんが、税金が半分くらい含まれていると思うんですね。税金を他のことに活用しているというように聞いていますので、タバコを全く無くしてしまうのも問題があるのかなと。そのように認識しております。無くすのではなく、うまく両方が活用できて。依存症にならないように、また病気を発症するような傾向がありますので、タバコを吸うか吸わないかは、本人次第であると、そう思います。以上です

議長
(佐藤会長) それでは、次の報告をお願いいたします。

木村主幹 それでは、事務局から報告事項ということで申し上げたいと思います。事務局の木村と申します。宜しく願いいたします。本日お配りいたしました資料3「八甫保全地区について」、A4・2面刷りとなっている資料をご覧いただきたいと思います。

報告する案件は「八甫保全地区について」ということで、現在の状況に大きな変更がございましたので、情報提供ということで皆様にご説明させていただきたいと思います。

それでは、資料3をご覧ください。はじめに保全地区の概要の説明をさせていただきます。

名称は「八甫の森保全地区」ということで、「久喜市自然環境の保全に関する条例」に基づく保全地区ということで、平成25年8月1日に当審議会の諮問、答申を経まして決定されたものでございます。

位置につきましては、下に写真がありますが、鷺宮総合支所の北東部、それから鷺宮運動広場の東側、さらに東側のさいたま栗橋線との間に存在する土地になっています。

面積については、4,220㎡ということで、土地の所有者の構成については表にまとめてあります。4点ございまして、白抜きの部分が市の所有地です。上から2番目の網掛けしてある部分、番地でいいますと八甫1404番については、個人所有の土地となっておりますが、本市はこれを一体のものとして保全に努めてまいりました。

経緯については、令和4年3月に土地所有者の方から、こちらの土地の維持・管理が難しいというお話がありました。このあたりに宅地の造成等が今計画されておりまして、そちらに売却したいという土地所有者さんのお考えもあり、保全区域の見直しも含めて、ご相談がありました。

現状のお話をさせていただきますと、資料の裏側のページをご覧ください。こちらが「(3)保全地区の位置図」になります。左側の図が「①現状」としての「市所有」・「対象地」の部分で、網掛けした部分が「八甫の森」として保全地区に指定されています。現状を申し上げますと、既に土地所有者さんは事業者と売却契約等を進めてしまったということで、そういった売買契約の仮契約が成立してしまっているという状況です。右側の図に「②個人所有の除外後」とありますが、個人所有の土地については、今まで樹林が生い茂っていましたが、現在樹木は伐採され更地となっています。また「②個人所有の除外後」は、このようなかたちで分断されまして、網掛けの部分は樹林が生い茂っており、空白の部分は更地で雑草が生えている状況となっています。

今後は、このような保全地区の方針等を含めまして、審議会の皆様からのご意見等を伺うことになるかと思っておりますので、その節は宜しく願いいたします。

説明については、以上でございます。

議長
(佐藤会長)

はい。ありがとうございました。

市が所有している土地とその間にある土地を売りたいという場合は、市がその土地を買い取るのがいいのですが、市もお金がありませんから、トラスト制度で県に買ってもらうとか。例えば、白岡市の「ひこべえの森」や宮代町の「山崎山」等もそうですが、せっかく森としてのかたちが残されているところなので、それを維持出来るように動かなければなりません。

3月には土地は売られていたということですか。

木村主幹

はい。そのような状況でございます。

議 長 (佐藤会長)	それは非常に残念ですね。その両端にある市の所有地は、真ん中が開いてしまったら、市が持っているでも仕方がないので市も売ってしまおうとなる可能性が非常に高いので、そのようなことにならないように希望するしかないですね。少し情報を把握するのが遅かったなという気がします。大変残念ですね。伐採されてしまったのは本当に残念です。
	環境審議会として、これを「良し」と認める必要はありますか。それとも、もう売ってしまったので関係ありませんか。
野口委員	売却してしまったのですか。
木村主幹	はい。そうです。
野口委員	そうですか。では、どうするのですか。売却して残った土地の形状のまま残すのですか。
木村主幹	それも一つの選択肢だと思います。間が空いた状態で残すことも一つだと思いますが、この後売却した土地に住宅地を計画されるということです。
野口委員	住宅が建つのですか。
木村主幹	はい。お見込みのとおりです。
野口委員	真ん中に住宅ができて、両端に市所有の土地が残ると。
議 長 (佐藤会長)	住宅業者からすれば、このような土地は狙い目だった訳ですね。真ん中を手に入れてしまえば、両端もやがては手に入るだろうと。住宅業者は大手ですか。
木村主幹	不動産業者は、特に大手という訳ではありませんが、色々な業者さんが入っておりますので、今確認をしているところです。
議 長 (佐藤会長)	鉄道会社も土地を欲しがっていますから。 では、報告ということで宜しいでしょうか。 予定時間となりましたので、本日の審議会を閉めさせていただきます。ありがとうございます。 では、事務局から連絡があればお願いします。
川村補佐	最後に、事務局からの連絡です。 環境基本計画の関係で、前回の審議会の際に高校生を対象としたワークショップを開催するとお伝えしましたが、今月の7月10日に市内の高校5校の生徒を対象としたワークショップをオンラインで実施することができました。市内5校から計18名の高校生が参加し、話し合いを行いました。今、報告書を

まとめておりますが、様々な面白い・興味深い発言がありましたので、簡単にその一部をご報告させていただきたいと思ます。

ある参加者からは、省エネに関する家族のルールとして、部屋の照明等の電気を消し忘れると、消し忘れた人が貯金箱に100円ずつ入れていくことで消し忘れが殆どなくなったという意見がありました。

また、高校生にとって身近な情報はインスタグラムだそうです。インスタグラムで同年代が楽しそうに環境イベントに参加しているような動画があれば、もっと参加が増えるのではないかという意見もありました。

昆虫が好きな参加者からは、いつもは6月頃から活動をはじめのクワガタが、今年は4月下旬に活動する姿を見たことで、地球温暖化を実感したという意見もありました。

他にも色々な意見が出ましたので、報告書でまとめるとともに、環境基本計画の中にもコラムのようなかたちで掲載をさせていただければと思います。

最後に、環境基本計画についての今後のスケジュールの確認をさせていただきたいと思ます。

本日は書類が整わず、十分にご審議いただく準備ができなくなり、大変失礼いたしました。改めて、本日お示ししました環境基本計画素案についてのご意見を、今週金曜日から来週にかけて、事務局にお寄せいただければ、環境基本計画素案に反映した上で、来月8月15日からのパブリックコメントに備えるというようなかたちで、準備をしたいと思ます。

今回の審議会ですが、パブリックコメントで出た意見のご報告と修正状況をご報告する最後の審議会となります。現在、10月12日前後で調整させていただいております。第1候補は10月12日と今のところなっておりますので、1か月くらい前には皆様に通知でお知らせさせていただきたいと思ます。

今後のスケジュールについては以上でございます。

司 会
(木村課長)

報告事項は以上となりますが、最後に審議会全体を通しまして、委員の皆様からご意見等がございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和4年度第2回久喜市環境審議会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 4 年 8 月 15 日

久喜市環境審議会 会長 佐藤 茂夫